

介護保険システム等標準化検討会 第2回議事概要

日時：令和5年9月15日（金）15:30～16:30

場所：日本コンピュータ株式会社 東京本社会議室 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席 生田 正幸	関西学院大学 大学院人間福祉研究科 講師（非常勤）
出席 後藤 省二	株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
出席 須江 明香	川口市福祉部次長 兼 介護保険課長
出席 谷萩 賢治	板橋区健康生きがい部介護保険課 係長（代理出席）
出席 菊川 隆志	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長
出席 藤本 政士	甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課長
出席 渡部 竜男	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 課長補佐
出席 三浦 裕和	株式会社RKKCS 企画開発本部 保険福祉システム部長
出席 末武 純	Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部 住記1課長
出席 大島 正好	株式会社TKC 福祉情報システム第一技術部 チーフ（代理出席）
出席 立野 雅也	株式会社電算 ソリューション2部
出席 濱田 裕介	株式会社アイネス 公共ソリューション本部 北関東支社 第三課 主任
出席 玉置 直人	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 マネージャー
出席 村上 朋博	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第六部 課長
出席 田中 卓	富士通Japan株式会社 パブリック事業本部 社会保障・フロントソリューション事業部 マネージャー

（オブザーバー）

欠席 千葉 大右	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
出席 池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
欠席 外園 暖	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
欠席 水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席 兼田 智	デジタル庁統括官付参事官付
欠席 丸尾 豊	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
欠席 小山内 崇矩	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席 巢瀬 博臣	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
出席 島添 悟亨	厚生労働省保険局診療報酬改定DX推進室 室長 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐 併任 保険局保険課 課長補佐 併任 社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー
欠席 簗原 哲弘	厚生労働省老健局介護保険計画課 課長
欠席 渡邊 圭彦	厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐
出席 新井 敬大	厚生労働省老健局介護保険計画課企画法令係 係長（代理出席）

【議事次第】

1. 開会
2. 令和5年度下期の検討論点について
3. 指定都市要件検討分科会について
4. その他

【議事概要】

○構成員意見

- ・介護保険システムの標準準拠システムは、介護保険システム標準仕様書【第2.1版】を基に仕様を固めていく認識であり、今後の改定は制度改正に起因するもののみと理解していた。第3.0版として、指定都市要件の機能要件が市区町村へ適用される場合等、第3.0版の機能要件すべてを新たに反映すべきなのか、第3.0版の制度改正の機能要件のみを反映すべきなのか確認させてほしい。

⇒（事務局）介護保険システム全体としては令和7年度末までに適合することになるが、令和5年度以降に追加する機能要件は、機能ID単位に「適合基準日」を定めることになっている。「適合基準日」は機能・帳票要件の項目として追加しており、設定する日付は制度改正等により実装必須となる要件は令和7年度末までの適合となり、その他の要件は令和8年度末等の適合させる日付を検討会等にて検討していくこととなる。

⇒（座長）適合基準日の扱いについては、現時点で調整中とのことであるため、確定しだい事務局から各構成員へ共有をすることとさせていただく。

○厚生労働省情参室

- ・介護保険システムにおいて令和7年度末までに移行困難と言われているベンダ、もしくは自治体を事務局にて把握している情報があれば教えてほしい。

⇒（事務局）事務局にて把握している情報はありません。

⇒（座長）（資料4「指定都市要件検討分科会の進め方」2ページ）障害者福祉システム等標準化検討会での指摘を受け、補足する。ベンダ構成員の選定の考え方に「指定都市に対して標準準拠システムの対応を予定している3社とする」と記載されているが、あくまでも事務局にて対応を予定していることを把握しているベンダであり、指定都市要件検討分科会のベンダ構成員以外も含め指定都市への標準化対応を予定しているベンダは他にもあると考えられる。

⇒（厚生労働省情参室）移行困難の事例は機微な情報であるため、公式な場で共有することは難しいと十分理解している。座長にて補足された内容は、現状、移行困難や撤退予定とされているベンダがいる中で3社以外は対応されるベンダはいないという解釈もできるため、記載内容を見直してほしい。また、適合基準日との関係で機能を増やすことで更に移行困難となってしまうのは本末転倒であるため、移行期間が遅れることがないように考慮してほしい。

⇒（事務局）記載内容の見直しをさせていただく。

以 上